消費者スマイル基金ニュース(第52号)

●第11回助成先決定のお知らせ!

このたび、皆様から頂戴したご寄付と会費をもとに、第11回助成事業の募集を行い、助成先と助成金額について決定いたしました。今回は8件195万円の助成となります。

詳しくはこちらから https://www.smile-fund.jp/subsidy/



1. 特定適格消費者団体(目指す団体含む)向け

≪被害回復関係業務(共通義務確認訴訟の提起(第一審、控訴審、上告審)、裁判外の被害回復の実現)≫ 申込・該当なし

2. 適格消費者団体(目指す団体含む)向け

≪差止請求訴訟の提起≫

NO	助成先団体	助成金額	提訴日	審理	相手方の事業種別と主 な差止請求の対象
1	京都消費者契約ネットワーク	30万円	2022/7/4	一審	コスメ等ネット販売業 /定期購入の有利誤認 表示
2	消費者ネットおかやま	20万円	2022/10/3	控訴審	健康食品等の販売業/ 栄養補助食品の優良誤 認表示

≪裁判外の差止請求≫

NO	助成先団体	助成金額	 結果公表日 	相手方の事業種別と主な是正 点	
1	埼玉消費者被害をなくす会	25万円	2022/10/18	コスメ等のネット販売業/定 期購入の有利誤認・優良誤認 表示の削除	
2	消費者支援ネットワークいしか わ	25万円	2022/8/9	遺伝子検査付美容液の定期購入/中途解約により検査を行わない場合も検査費用を請求する旨の条項の是正他1件	
3	消費者被害防止ネットワーク東海	25万円	2022/9/12	鍵の開錠・交換などの訪問販 売業/作業に係る料金の有利 誤認表示の是正	
4	消費者支援機構関西	25万円	2022/7/5	スマートフォン決済サービス /相続発生時に関する規定の 整備	

				フィットネスクラブ/退会手
5	消費者ネット広島	25万円	2022/9/15	続の方法を来場に限定してい
				る条項の削除

3. 非営利法人(適格消費者団体を目指す団体等法人格を有する消費者団体を含む。 ただし適格消費者団体は除く。)

≪事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務≫

NO	助成先団体	助成金額	申入日	相手方の事業種別と主な請求 の内容
1	なら消費者ネット	20万円	2022/8/30	オンライン英会話/利用規約 における解約・返金する場合 を著しく限定している条項の 是正等 他2件

●「寄付金受領書」は、1月末に送付しました。

2022年内にご寄付をいただいた皆様に寄付金受領書をお送りします。ご確認をお願いします。 これは認定 NPO 法人としての寄付領収書となりますので、税制優遇を受けられる場合は、確定申告時にご活用ください。

●寄付のお願い

NPO 法人消費者スマイル基金は、設立 5 年目を迎えました。2021 年度は、個人会員 78 名、団体会員 77 団体(賛助会員含む)、寄付金総額 1,037,521 円となりました。改めましてご支援をいただきました皆様に感謝申し上げます。

2020年1月からの3年間に及ぶコロナ禍の影響は大きく、当初助成先の団体でも、従来通りの活動が進めにくい状況にありましたが、現在は着実に歩みを進めています。

全国で頑張っている団体の皆様へ、寄付はこちらから・・・

寄付受付中! 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

ゆうちょ銀行 019(t゚ロイチキュウ)店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

詳細はこちら https://www.smile-fund.jp/donation/

【連絡先】認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局 TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036



e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL http://www.smile-fund.jp/